

発注工事等からの暴力団関係業者の排除について

1 契約約款における排除措置

(1) 解除権

①下請負人等に関するもの

暴力団関係事業者を下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人を含む。）又は資材、原材料の購入契約等の相手方（以下「下請負人等」という。）とすることはできません。

暴力団関係事業者を下請負人等としていた場合、市は元請業者に対し当該下請契約等の解除を求めることができます。

元請業者が正当な理由がなく市からの当該下請契約等の解除の求めに従わなかったときは、市は元請業者との契約を解除することができます。

請負者（元請負人）は、下請負人の選定にあたり、市ホームページを確認のうえ、指名停止措置又は排除措置の対象となった業者を選定しないよう留意が必要です。

②その他

そのほか、以下のような場合にも解除できることとなっています。

- ・ 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団の構成員とみなされる者を含む。以下同じ。）となっているとき。
- ・ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- ・ 暴力団員であることを知らずに雇用している場合等であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇など適正な是正措置を行わないとき。
- ・ 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

など

★ 密接交際とは？

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交友をしていること。また、「社会的に非難される関係」とは、暴力団員等を自らが主催するパーティーや会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティー等に出席するような関係です。

(2) 違約金

契約解除により請負者（元請負人）に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わず、また、違約金として請負代金額の10分の1を徴収します。

2 指名停止等措置

- ・ 警察からの通知により、受注者が暴力団関係業者であること等（密接交際や利益供与等を含む）が判明した場合には、指名停止措置（18～36ヶ月）を行います。
- ・ 指名停止措置の対象となった場合、業者名を市のホームページで公表します。

3 暴力団関係業者の確認

- ・ 競争入札参加資格申請の要件として、「暴力団員でないこと、又は（法人の場合）役員が暴力団員でないこと」として、警察へ照会を行います。
- ・ 暴力団等排除連携会議の対象工事については、請負者（元請負人）から提出された施工体系図を随時警察へ提供し、暴力団関係業者の有無を確認します。

4 不当介入の通報義務

- ・ 福岡県暴力団排除条例では、速やかに報告しなければならないとする通報義務が課せられています。暴力団等から不当要求を受けた場合、所轄の警察署・市に報告をお願いします。

★積極的な情報提供を！

久留米市では、必要な報告を怠った場合、指名停止措置（4ヶ月）の対象となるところですが、警察から情状酌量の要請等がある場合には、当該要請を勘案した措置を行います。

5 暴力団排除連携会議

- ・ 予定価格1億5千万円以上の建設工事及びその附帯工事（工場製作工程が主たる工事となる工事を除く。）について、暴力団等の不当介入を排除するため、暴力団等排除連携会議を設置しています。

